

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条建築課の項中第二十三号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百二条及び第百五条の規定による特定行政庁の権限に関すること。

第十四条住宅課の項第十二号を次のように改める。

十二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関すること。（建築課の所掌に属するものを除く。）

第十九条第一項の表総務局の部総務課の款広島県個人情報保護審議会の項第一号中「重要な事項」の下に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要な事項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。